書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第２５７２号
福岡市博多区博多駅前３丁目23番４号
破産者　株式会社ジー・イー
異議申述期間　平成24年７月31日まで
平成24年５月31日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９号
山口県柳井市天神10番13号
破産者　沖野　勝美
異議申述期間　平成24年７月13日まで
平成24年６月４日　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第２９５０号
福岡県糟屋郡新宮町下府２丁目３番１号
破産者　松村産業株式会社
異議申述期間　平成24年７月30日まで
平成24年５月30日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第３号
滋賀県甲賀市甲賀町相模141番地の１
清算株式会社　株式会社ミハヤ
代表清算人　磯田　光男
１　決定年月日　平成24年５月31日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（ヒ）第１００２号
神戸市中央区江戸町93番地
清算株式会社　建大産業株式会社
代表清算人　岡田　能竜
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（ヒ）第１００４号
神戸市北区有馬町318番地
清算株式会社　さくら管財株式会社
代表清算人　児玉　憲夫
１　決定年月日　平成24年６月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（ヒ）第１０１号
鹿児島市荒田１丁目31番27号
清算株式会社　武岡台開発株式会社
代表清算人　植村　　宏
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算終結

平成２０年（ヒ）第１４号
群馬県藤岡市鬼石918番地の１
清算株式会社　トクミ電子工業株式会社
１　決定年月日　平成24年５月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（ヒ）第１０号
奈良県橿原市葛本町290番地
清算株式会社　株式会社ヤマゼンホールディングス
１　決定年月日　平成24年５月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
奈良地方裁判所葛城支部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第５０１号
福島県会津若松市宮町７番42号
特別清算株式会社　株式会社エーティーコーポレーション
代表清算人　藤田　浩司
１　決定年月日　平成24年６月１日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　本協定の対象となる債権
特別清算株式会社・株式会社エーティーコーポレーション（以下「特別清算会社」という）に対する各債権者の債権のうち、本協定の対象となる債権は、平成24年４月12日（特別清算手続開始決定日）までの原因に基づいて発生した債権とする(以下「弁済対象債権」という)。各債権者の弁済対象債権額は、後記「弁済対象債権額一覧」の通り。
２　弁済の場所及び端数の切捨て
本協定における弁済は、協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は特別清算会社負担とする。なお、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
３　特別清算手続の期間
⑴　特別清算手続は平成24年７月31日までとする（以下「清算期間」という)。
⑵　特別清算会社は、清算期間内に協定を実行し、可及的速やかに清算結了の手続を行い、すべての清算業務を完了する。
⑶　客観的で相当な事由がある場合において清算期間を変更する必要があると特別清算会社が判断する場合は、協定債権者の意見を聴取した上で裁判所の許可を得て、その限度において清算期間を変更することができる。
第２　別除権付債権
本協定における別除権付債権とは、特別清算会社所有の不動産その他の資産について担保権を有する債権で、平成24年４月12日（特別清算手続開始決定日）までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲のものをいう。特別清算会社に対する各債権者の債権のうち別除権付債権はない。
第３　一般債権
１　定義
本協定による一般債権とは、別除権付債権、共益的債権及び優先債権に該当しない協定債権をいう。
２　一般債権の弁済
⑴　弁済
各債権者に対し、清算人費用、その他公租公課、特別清算手続に必要な費用等を除いた残額を弁済原資として、平成17年３月28日付け「事業再建計画」上の各金融機関債権者の非保全債権額(後記「非保全債権額一覧」の通り。)に応じて按分して支払う。
⑵　放棄
⑴の弁済時に残余の一般債権については、すべて免除を受ける。
第４　共益的債権及び優先債権
協定債権者の共同利益のためにする裁判上の費用、清算業務遂行に要する費用などの共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権、裁判所から支払の許可を受けた債権は、随時弁済することができる。
弁済対象債権額一覧
東京都千代田区麹町３－４　トラスティ麹町ビル７階
アイ・アール債権回収株式会社
債権額　705,612,918円
宮城県仙台市青葉区中央１－６－35　東京建物仙台ビル10階
株式会社日本政策金融公庫　仙台支店
債権額　29,332,220円
弁済対象債権額合計　734,945,138円
非保全債権額一覧(平成16年11月30日現在)
アイ・アール債権回収株式会社
513,752,196円
株式会社日本政策金融公庫
6,297,491円
非保全債権額合計　520,049,687円
福島地方裁判所会津若松支部

監督命令

平成２４年（再）第６号
大阪市中央区南本町２丁目１番10号
再生債務者　株式会社カズキ高分子
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区堂島浜１丁目１番５号　大阪三菱ビル６階　梅田総合法律事務所　弁護士　加藤　清和
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）